

院内感染のリスク管理

朝野和典

- 1 院内感染対策に関する責任と権限および組織
 - 1.1 病院、有床診療所の管理者(以下、施設管理者)は院内感染対策など医療安全の確保に関して責任をもつ。¹⁷(IVA)
 - 1.2 施設管理者は、院内感染対策委員会(infection control committee ;ICC)を設置する。¹⁸(IVA)
 - 1.3 施設管理者は、院内感染対策委員会の構成員として、施設管理者、看護部、薬剤部門、検査部門、事務部門の責任者感染症対策が専門の医師等の職員を配置する。¹⁸(IVA)
 - 1.4 施設管理者は院内感染対策委員会を月に1回程度開催する。¹⁸(IVA)
 - 1.5 施設管理者は、感染対策の実務的責任者(専任の院内感染管理者)を任命する方が良い。¹⁸(IVB)
 - 1.6 施設管理者は、感染対策チーム(ICT)を組織し、院内感染対策に関する日常活動を行う方が良い。¹⁸(IVB)
- 2 感染対策担当者(ICTなど)の機能と業務
 - 2.1 施設管理者は感染対策担当者に院内感染対策の実施に関する権限を委譲する。¹⁹(III A)
 - 2.2 施設管理者は院内感染対策の実施に関する財政的措置を行なう。¹⁹(III A)
 - 2.3 感染対策担当者あるいはICTの構成員は、感染制御医師(ICD)、感染管理看護師(ICN)および感染制御担当者(ICP;臨床検査技師、薬剤師など)などとする方が良い。¹⁹(III B)
 - 2.4 ICTの中に、専任の院内感染管理者を配置する方が良い。¹⁹(IV B)
 - 2.5 感染対策担当者はICD、ICN、ICP(薬剤師、臨床検査技師)などの専門認定を取得する方が良い。^{20, 21, 22, 23}(III B)
 - 2.6 感染対策担当者は、院内感染対策として職員の健康管理、教育、感染対策相談(コンサルテーション)、発生動向監視(サーベイランス)、対策実施の適正化(レギュレーション)、および介入(インターベンション)を行なう。²⁴(III A)
- 3 管理システムの構築
 - 3.1 施設管理者は、各部署において、業務を行ないながら感染対策担当者と協力して感染対策や情報の収集を行なう、看護師(リンクナース)を配備する方が良い。^{25, 26}(II B)